

社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都目黒区に置き、理事会の承認を得て、必要な地に支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、消費生活に関する消費者啓発活動、調査研究及び研修会・研究会の開催等を行うことにより、消費者利益と企業活動の調和を図り、もって、我が国の社会経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消費生活に関する消費者啓発活動
- (2) 消費生活に関する調査研究
- (3) 消費生活に関する研修会、研究会等の開催
- (4) 消費生活に関する内外関係機関との交流の推進
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、正会員、賛助会員及び特別会員とする。

- 2 正会員は、消費生活コンサルタント及び消費生活アドバイザー又は両者と同等の消費生活に関する知識と経験を有する者
- 3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力する個人又は法人若しくは団体
- 4 特別会員は、本会に特に功績のあった者又は学識経験者

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として 1 人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
 - (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を 1 年以上納入しないとき。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において社員総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 10 条 会員が第 8 条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 代議員

(代議員)

第11条 本会に、概ね正会員30人の中から1人の割合をもって選出される数の代議員を置く。

- 2 代議員の数の端数の取扱いについては、理事会で定める。
- 3 代議員をもって社員とする。

(選任)

第12条 代議員は、正会員のうちから正会員の投票で選挙する。

(選挙規程)

第13条 代議員の選挙は、本定款によるほか、総会にて定める代議員選挙規程による。

(職務)

第14条 代議員は、総会構成員として、定款に定める事項を行う。

(任期)

第15条 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任する代議員の任期は、第1項の規定にかかわらず、理事会の議決により前任者又は他の現任者の残任期間とすることができる。
- 3 代議員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 代議員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において代議員総数の3分の2以上の議決を得て、当該代議員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 役員

(種類及び定数)

第17条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上40人以内

(2) 監事 2人以上4人以内

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、10人以上17人以内を常任理事とする。

(選任)

第18条 理事は、総会において、代議員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては20人を限度として、代議員以外のものを理事に選任することを妨げない。

2 監事は、正会員の中から理事会で指名したものを総会において選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、監事にあつては2人を限度として、正会員以外のものを監事に選任することを妨げない。

3 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

4 会長、副会長及び常任理事は理事会において理事の互選により定める。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第19条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

4 常任理事は、理事会から特に委任された事項を審議する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第20条 第15条の規定は、役員について準用する。

(解任)

第21条 第16条の規定は、役員について準用する。

2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第22条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することが出来る。

第5章 会議

(種別)

第23条 本会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第24条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。
- 4 監事は、理事会及び常任理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第25条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に附議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 常任理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。
なお、常任理事会に関して必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

(開催)

第26条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後75日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 代議員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第27条 総会及び理事会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

- 3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。
- 4 前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第28条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第26条第2項第3号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した代議員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第29条 総会及び理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

- 第30条 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会及び理事会においては、第27条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
 - 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

- 第31条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第29条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 33 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

（資産の管理）

第 34 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

（経費の支弁）

第 35 条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

（事業年度）

第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 37 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度の開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあつては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から 75 日以内に総会の議決を得る

ものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあつては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。
- 3 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

- 第38条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後75日以内に総会の議決を得なければならない。
- 2 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

- 第39条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。
- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差益の処分)

- 第40条 本会の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは総会の議決を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

(長期借入金)

- 第41条 本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であつて返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経

済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 43 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定に基づき解散する。

- 2 本会は、民法第 68 条第 2 項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において代議員総数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 44 条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において代議員総数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

(備付け書類及び帳簿)

第 45 条 本会は、その主たる事務所に、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 社員名簿
- (4) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 資産及び負債の状況を示す書類
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章 補 則

(委員会)

第 46 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

(事務局)

第 47 条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局責任者及び所要の職員を置く。
- 3 事務局責任者は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(実施細則)

第 48 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則 (昭和 63 年 6 月 10 日)

- 1 この定款は、経済産業大臣の設立許可のあった日（以下「許可日」という。）から施行する。
- 2 本会の最初の事業年度の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立当初の役員は、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 65 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本会の最初の事業年度は、第 30 条の規定にかかわらず、許可日から昭和 64 年 3 月 31 日までとする。
- 5 本会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則 (平成 21 年 9 月 15 日)

- 1 この変更規定は、経済産業大臣の認可のあった日（以下「認可日」という。）から施行する。
- 2 変更前の定款に基づき選任された理事は、変更後の第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、認可日において理事として選任されたものとみなし、その任期は平成 22 年度の最初に開催した通常総会の日までとする。
- 3 変更前の定款に基づき選任された監事は、変更後の第 18 条第 2 項の規定にかかわらず、認可日において監事として選任されたものとみなし、その任期は平成 22 年度の最初に開催した通常総会の日までとする。